

「上場有価証券等振替決済口座管理約款」新旧対照表

平成26年11月15日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第 11 条(振替の申請)</p> <p>2.お客様が振替の申請を行うに当っては、その 5 営業日前までに、次に掲げる事項を会員画面の当社所定の依頼フォームに入力の上、<u>お申込みください。</u></p> <p>第 42 条(免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(2) <u>当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した上で、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該ユーザーID、パスワード、取引暗証番号等について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>(3) <u>当社がお客様のユーザーID、パスワード、取引暗証番号等の一致を確認できなかったため、振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p>	<p>第 11 条(振替の申請)</p> <p>2.お客様が振替の申請を行うに当っては、その 5 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出のご署名を記入の上、<u>ご提出ください。</u></p> <p>第 42 条(免責事項)</p> <p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(2) <u>依頼書、諸届その他の書類に署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p>(3) <u>依頼書に使用された署名が届出の署名と相違するため、振替株式等、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p>